旅行業法施行規則の一部を改正する省令

平成24年12月14日 国土交通省 令 第89号

改正前

改正後

- 本則-

施行日:平成25年 4月 1日

(新規登録及び更新登録の申請手続)

- 第一条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。)第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録(以下「新規登録」という。)又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録(以下「更新登録」という。)の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録(更新登録)申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の二月前までに提出するものとする。
 - 一業務の範囲が次条に規定する第一種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者観光庁長官
 - 二 業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業 務 又は第三種旅行業務である旅行業の新規 登録又は更新登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県 知事
 - 三 旅行業者代理業の新規登録の申請をしよう とする者 主たる営業所の所在地を管轄する 都道府県知事

(新規登録及び更新登録の申請手続)

- 第一条 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号。以下「法」という。)第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録(以下「新規登録」という。)又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録(以下「更新登録」という。)の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録(更新登録)申請書を提出しなければならない。この場合において、更新登録の申請については、有効期間の満了の日の二月前までに提出するものとする。
 - 一業務の範囲が次条に規定する第一種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者観光庁長官
 - 二 業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業務、 第三種旅行業務又は地域限定旅行業務である旅行 業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする 者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知 事
 - 三 旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県 知事

- 本則-

施行日:平成25年 4月 1日

(業務の範囲)

- 第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省 令で定める業務の範囲(以下「登録業務範 囲」という。)の別は、次のとおりとする。
 - 一 第一種旅行業務(法第二条第一項各号に掲げる行為(法第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。))
 - 二 第二種旅行業務(法第二条第一項各号に掲げる行為のうち本邦外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。次号において同じ。)の実施に係るもの以外のもの)
 - 三 第三種旅行業務(法第二条第一項各号に掲 げる行為のうち企画旅行(一の企画旅行ご とに一の自らの営業所の存する市町村(特

(業務の範囲)

- 第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で 定める業務の範囲(以下「登録業務範囲」とい う。)の別は、次のとおりとする。
 - 一第一種旅行業務(法第二条第一項各号に掲げる 行為(法第十四条の二第一項の規定により他の旅 行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を 含む。以下この条において同じ。))
 - 二 第二種旅行業務(法第二条第一項各号に掲げる 行為のうち本邦外の企画旅行(参加する旅行者の 募集をすることにより実施するものに限る。次号 において同じ。)の実施に係るもの以外のもの)
 - 三 第三種旅行業務(法第二条第一項各号に掲げる 行為のうち企画旅行(一の企画旅行ごとに一の自 らの営業所の存する市町村(特別区を含む。以下 同じ。)の区域、これに隣接する市町村の区域及 び観光庁長官の定める区域(次号において「拠

1

別区を含む。以下同じ。)の区域、これに 隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定 める区域 ◆追加◆内において実施されるも のであつて、旅行者が旅行業者等に支払う べき対価(当該対価の額の二〇%に相当す る金額を超えない範囲内で収受することが できる申込金を除く。)は旅行開始日以降 に収受するものを除く。)の実施に係るも の以外のもの)

◆追加◆

点区域」という。)内において実施されるもの ◆削除◆を除く。)の実施に係るもの以外のも の)

四 地域限定旅行業務(法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行(一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものを除く。)の実施に係るもの及び同項第三号から第五号までに掲げる行為(一の行為ごとに一の拠点区域内における運送等サービスの提供に係るものを除く。)に係るもの以外のもの)

- 本則-

施行日:平成25年 4月 1日

(更新登録の添付書類)

- 第一条の四 更新登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しなければならない。
 - 一 申請者が法人である場合にあつては、 前条 第一号イからホまでに掲げる書類
 - 二 申請者が個人である場合にあつては、前条 第一項第一号ハ及び第二号イからニまでに 掲げる書類
- 2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民 基本台帳法第三十条の七第三項の規定により 都道府県知事から当該申請者に係る本人確認 情報の提供を受ける場合は、前条第一項第二 号イに掲げる書類を添付することを要しな い。
- 3 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が 住民基本台帳法第三十条の七第五項の規定に より他の都道府県知事から当該申請者に係る 本人確認情報の提供を受ける場合又は同法第 三十条の八第一項の規定により当該申請者に 係る本人確認情報を利用する場合は、前条第 一項第二号イに掲げる書類を添付することを 要しない。

(更新登録の添付書類)

- 第一条の四 更新登録の申請をしようとする者は、次 に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しな ければならない。
 - 一 申請者が法人である場合にあつては、 前条第一 項第一号イからホまでに掲げる書類
 - 二 申請者が個人である場合にあつては、前条第一 項第一号ハ及び第二号イから二までに掲げる書類
- 2 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本 台帳法第三十条の七第三項の規定により都道府県知 事から当該申請者に係る本人確認情報の提供を受け る場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付 することを要しない。
- 3 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民 基本台帳法第三十条の七第五項の規定により他の都 道府県知事から当該申請者に係る本人確認情報の提 供を受ける場合又は同法第三十条の八第一項の規定 により当該申請者に係る本人確認情報を利用する場 合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付する ことを要しない。

- 本則-

施行日:平成25年 4月 1日

(財産的基礎)

- 第三条 法第六条第一項第八号の国土交通省令で 定める基準は、次条に定めるところにより算 定した資産額(以下「基準資産額」とい う。)が、次の各号に掲げる区分に従い、当 該各号に定める額以上であることとする。
 - 一登録業務範囲が第一種旅行業務である旅行業(以下「第一種旅行業」という。)を営もうとする者 三千万円
 - 二 登録業務範囲が第二種旅行業務である旅行業(以下「第二種旅行業」という。)を営もうとする者 七百万円
 - 三 登録業務範囲が第三種旅行業務である旅行業(以下「第三種旅行業」という。)を営むうとする者 三百万円

◆追加◆

(財産的基礎)

- 第三条 法第六条第一項第八号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額(以下「基準資産額」という。)が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。
 - 一 登録業務範囲が第一種旅行業務である旅行業 (以下「第一種旅行業」という。)を営もうとす る者 三千万円
 - 二 登録業務範囲が第二種旅行業務である旅行業 (以下「第二種旅行業」という。) を営もうとす る者 七百万円
 - 三 登録業務範囲が第三種旅行業務である旅行業 (以下「第三種旅行業」という。)を営もうとす る者 三百万円
 - 四 登録業務範囲が地域限定旅行業務である旅行業

- 本則-

施行日:平成25年 4月 1日

(変更登録)

- 第四条の二 法第六条の四第一項の規定による変更登録(以下「変更登録」という。)の申請をしようとする旅行業者は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による変更登録申請書を提出しなければならない。
 - 第一種旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行業者観光庁長官
 - 二 第二種旅行業 <mark>又は第三種旅行業</mark>への変更登 録の申請をしようとする旅行業者 主たる営 業所の所在地を管轄する都道府県知事
- 2 前項の場合において、変更登録の申請をしよ うとする旅行業者は、次に掲げる書類を変更 登録申請書に添付しなければならない。
 - 申請者が法人である場合にあつては、法第 六条第一項第七号及び第八号のいずれにも 該当しないことを証する書類並びに第一条 の三第一項第一号ハ及び二に掲げる書類
 - 二 申請者が個人である場合にあつては、法第 六条第一項第七号及び第八号のいずれにも 該当しないことを証する書類並びに第一条 の三第一項第一号ハ及び第二号ハに掲げる 書類
- 3 第一項の場合において、申請書の提出を受けた行政庁と登録行政庁(旅行業者等が現に登録を受けている行政庁をいう。以下同じ。)が異なるときは、申請書の提出を受けた行政庁は、その旨を登録行政庁に通知しなければならない。
- 4 登録行政庁は、前項の規定による通知を受けたときは、旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿の当該旅行業者等に係る部分の写しを当該通知を行つた行政庁に送付しなければならない。
- 5 前項の規定による送付を受けた行政庁は、変更登録を行つたときは、その旨を登録行政庁 及び当該旅行業者等に通知しなければならない。

(変更登録)

- 第四条の二 法第六条の四第一項の規定による変更登録(以下「変更登録」という。)の申請をしようとする旅行業者は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による変更登録申請書を提出しなければならない。
 - 第一種旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行業者観光庁長官
 - 二 第二種旅行業、第三種旅行業又は地域限定旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行業者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
- 2 前項の場合において、変更登録の申請をしようとする旅行業者は、次に掲げる書類を変更登録申請書に添付しなければならない。
 - 一 申請者が法人である場合にあつては、法第六条 第一項第七号及び第八号のいずれにも該当しない ことを証する書類並びに第一条の三第一項第一号 ハ及び二に掲げる書類
 - 二 申請者が個人である場合にあつては、法第六条 第一項第七号及び第八号のいずれにも該当しない ことを証する書類並びに第一条の三第一項第一号 ハ及び第二号ハに掲げる書類
- 3 第一項の場合において、申請書の提出を受けた行政庁と登録行政庁(旅行業者等が現に登録を受けている行政庁をいう。以下同じ。)が異なるときは、申請書の提出を受けた行政庁は、その旨を登録行政庁に通知しなければならない。
- 4 登録行政庁は、前項の規定による通知を受けたと きは、旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿 の当該旅行業者等に係る部分の写しを当該通知を行 つた行政庁に送付しなければならない。
- 5 前項の規定による送付を受けた行政庁は、変更登録を行つたときは、その旨を登録行政庁及び当該旅行業者等に通知しなければならない。

- 本則-

施行日:平成25年 4月 1日

(登録事項の変更の届出)

第五条 旅行業者 又は旅行業者代理業者(以下 「旅行業者等」という。)は、法第六条の四 第三項の規定により登録事項の変更の届出を しようとするときは、登録行政庁に、第四号 様式による登録事項変更届出書を提出しなけ ればならない。ただし、第二種旅行業者、第 三種旅行業者 又は旅行業者代理業者が法第四

(登録事項の変更の届出)

第五条 旅行業者 、地域限定旅行業者又は旅行業者代理業者(以下「旅行業者等」という。)は、法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁に、第四号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、第二種旅行業者、第三種旅行業者、地域限定旅行業者又は旅行業者代理業者が法第四条

条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更(都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。)の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、変更に係る事項に関する 第五号様式による書類及び次に掲げる書類を 添付しなければならない。
 - 一変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときは、当該代表者が法第六条第一項第六号に該当しないことを証する書類
 - 二 変更に係る事項が法第四条第一項第五号に 掲げるものであるときには、代理業契約の 契約書の写し
- 3 第四条の二第三項から第五項までの規定は、 第一項ただし書の届出事項の登録の実施につ いて準用する。

- 第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更(都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。)の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、変更に係る事項に関する第五 号様式による書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 変更に係る事項が法人の代表者の氏名であると きは、当該代表者が法第六条第一項第六号に該当 しないことを証する書類
 - 二 変更に係る事項が法第四条第一項第五号に掲げるものであるときには、代理業契約の契約書の写
- 3 第四条の二第三項から第五項までの規定は、第一 項ただし書の届出事項の登録の実施について準用す る。

- 本則-

施行日:平成25年 4月 1日

(試験事務の代行)

- 第五十一条 旅行業協会は、法第二十五条の二第 一項の規定により試験事務を行なおうとする ときは、次に掲げる事項を記載した申請書を 観光庁長官に提出しなければならない。
 - 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 試験事務を行なう事務所の所在地
 - 三 試験事務を統括する役員の氏名
 - 四 試験事務の実施に関する計画の概要
- 2 法第二十五条の二第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

名称	主たる 事務所 の所在 地	試験事 務を行 う事務 所の所 在地
社団法人日本旅行業協会 (昭和三十八年十一月八日 に社団法人国際旅行業者協 会という名称で設立され、 昭和五十年十月一日に社団 法人日本旅行業協会という 名称に変更された法人をい う。)	東千区関目三日がル京代霞三三号通関	東千区関目三日がル京代霞三三号通関都田が丁番全霞ビ
社団法人全国旅行業協会 (昭和四十一年二月二十二 日に社団法人全国旅行業協 会という名称で設立された 法人をいう。)	東港ノ 京区門目二田 番号	東港ノ 京区門目二田 番号 十中

(試験事務の代行)

- 第五十一条 旅行業協会は、法第二十五条の二第一項 の規定により試験事務を行なおうとするときは、次 に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出 しなければならない。
 - 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 二 試験事務を行なう事務所の所在地
 - 三 試験事務を統括する役員の氏名
 - 四 試験事務の実施に関する計画の概要
- 2 法第二十五条の二第一項の規定により試験事務を 実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在 地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のと おりとする。

名称	主たる事 務所の所 在地	試験事務 を行う事 務所の所 在地
一般社団法人日本旅行業協会	東代が 野田 東田 三 田 三 田 三 世 関 三 世 関 三 は 関 三 は 関 三 は 関 三 は 関 三 は 関 に は に は に に に に に に に に に に に に に	東 京 田 民 田 三 三 日 号 会 が 関 三 子 日 関 三 日 関 三 日 関 三 日 関 三 日 関 三 日 関 し し し し し し し し し し し し し し し し し し
社団法人全国旅行業協会 (昭和四十一年二月二十 二日に社団法人全国旅行 業協会という名称で設立 された法人をいう。)	東京都港 区虎ノ門 四丁目一 番二十号 田中山ビ ル	東京都港 区虎ノ門 四丁目一 番二十号 田中山ビ ル

山ビル 山ビル

- その他-

施行日:平成25年 4月 1日					
◆追加◆					
	前事業 営業保証金の額				
	年お旅務す行のの(条第にるにて同2掲額度け行にる者取額第の1掲場あは条項げ)にる業関旅と引(62項げ合つ、第にる	第一種旅行録を者	第二種旅行業を受けた者	第三種旅行録を者	地域発金は大きな。
	5000万 円未満	7000 万 円	1100 万 円	300万円	100万円
	5000万 円以上 2億円 ″	7000 万 円	1100 万 円	300万円	300万円
	2億円 〃 4億 円〃	7000 万 円	1100 万 円	450万円	450万円
	4億円 〃 7億 円〃	7000万 円	1100万 円	750万円	750万円
	7億円 " 10億円 "	7000 万 円	1300 万 円	900万円	900万円
	10億円 〃 15億円 〃	7000 万 円	1400 万 円	1000万 円	1000 万 円
	15億円 〃 20億円 〃	7000 万 円	1500 万 円	1100 万 円	1100 万 円
	20億円	7000万	1600万	1200万	1200万

	,,	ш	т	ш	ш
	// 30億円 //	円	円	円	円
	30億円 〃 40億円 〃	7000 万 円	1800万 円	1300万 円	1300 万 円
	40億円 〃 50億円 〃	7000 万 円	1900 万 円	1400 万 円	1400 万 円
	50億円 " 60億円 "	7000 万 円	2300万 円	1600万 円	1600万 円
	60億円 " 70億円 "	7000 万 円	2700 万 円	1900 万 円	1900 万 円
	70億円 " 80億円 "	8000万 円	3000万 円	2200 万 円	2200 万 円
	80億円 " 150億 円"	10000 万 円	3800万 円	2700 万 円	2700 万 円
	150億 円 // 300億 円 //	12000 万 円	4600 万 円	3200 万 円	3200 万 円
	300億 円 // 500億 円 //	13000 万 円	4800 万 円	3400 万 円	3400 万 円
	500億 円 <i>"</i> 700億 円 <i>"</i>	14000 万 円	5300万 円	3800万 円	3800 万 円
	700億 円 <i>"</i> 1000億 円 <i>"</i>	15000 万 円	5500万 円	4000 万 円	4000 万 円
	1000億 円 // 1500億 円 //	16000 万 円	6000 万 円	4300 万 円	4300 万 円
	1500億 円 //	18000 万 円	6600 万 円	4700 万 円	4700 万 円

2000 億 円″				
2000億 円 // 3000億 円 //	20000万 円	7600 万 円	5400 万 円	5400 万 円
3000億 円 // 4000億 円 //	25000 万 円	9200万 円	6600 万 円	6600 万 円
4000億 円 // 5000億 円 //	30000万 円	11000 万 円	7900 万 円	7900 万 円
5000億 円〃 1 兆円〃	35000万 円	13000 万 円	9300万 円	9300 万 円
1兆円 〃 2兆 円〃	45000万 円	17000 万 円	12000 万 円	12000 万 円
2兆円 以上1 兆円に つき	10000 万 円	3000万 円	2500 万 円	2500 万 円

- その他-

施行日:平成25年 4月 1日

様式 〔省略〕

様式〔省略〕

改正法·附則・題名- ~ 平成24年12月14日 国土交通省 令 第89号~

施行日:平成25年 4月 1日

◆追加◆

||附 則(平成二四・一二・一四国交通令八九)

- 改正法·附則- ~ 平成24年12月14日 国土交通省 令 第89号~

施行日:平成25年 4月 1日

◆追加◆

(施行期日)

1 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に存する改正前の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿及び第五号様式による書類は、それぞれこの省令による改正後の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿及び第五号様式による書類とみなす。